

一般医療機器 歯09 歯科用研削材料
歯科用ゴム製研磨材（コード：70903000）

ポリッシャー

【形状・構造及び原理等】

1.形状・構造

合成ゴム、炭化ケイ素、ダイヤモンド砥粒から成る作業部と、ステンレス製の軸からなる研磨材。歯科用電動駆動装置に接続し、作業部を被研磨物に接触させる歯科用研磨材である。

2.用途

ガラス系セラミック用：

RD02373A、RD02374A、RD2127A、RD2137A、RD2377A

レジンブロック用：

RD2377B

【使用目的又は効果】

ガラス系セラミック又はレジンブロックの補綴修復物の研磨に用いる。

【使用方法等】

- 1)本品を歯科用電気駆動装置に装着する。
- 2)回転させて振れないかを確認する。
- 3)ソフトタッチで断続的に被研磨物に押し当てて研磨する。

【使用方法に関連する使用上の注意】

- ・製品の被包に記載されている最大回転数を超えて使用しないこと。
- ・損傷、変形（錆、表面キズ、曲がり、汚染）等のあるものは使用しないこと。
- ・歯科用電気駆動装置の取扱説明書に従い、バーを確実に奥まで装着したことを確認してから使用すること。
- ・形状によっては、折れたり、曲がったりすることがあるので、無理な角度、過度の加圧での使用は避けること。
- ・安全の為に、保護眼鏡を使用すること。
- ・作業中に異常音が発生したり、激しく振動するような場合、破損が疑われる場合は直ちに作業を停止すること。
- ・本品は高速回転で使用されるため、使用中に破折する可能性があるので十分に注意すること。

【使用上の注意】

- 1)破損、折損等の原因となるので、本品に対する曲げ・切削、打刻（刻印）等の二次的加工（改造）は絶対に行わないこと。
- 2)破折等の原因となるため、強い衝撃を与えないように丁寧に扱うこと。
- 3)目の損傷を防ぐために、保護眼鏡などを使用すること。もし本品または切削屑が目に入ったときは、すぐに多量の流水で洗浄し、眼科医の診断を受けること。

【保管方法及び有効期間等】

- 1)水分、腐食性薬剤及びその蒸気の暴露を避けて、外圧（物理的負荷）及び汚染を受けないように保管すること。
- 2)「もらいさび」を防ぐため、錆びている器具と一緒に保管しないこと。

【保守・点検に係る事項】

- 1)使用前・使用後に損傷、変形(錆、表面キズ、曲がり)、汚染等がないかを確認し、これらがある時は使用しないこと。
- 2)洗浄・消毒の際には、塩素系消毒剤は、使用しないこと。また、洗浄剤、消毒剤については、各製造業者の指示に従い、正しく使用すること。

【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等】

製造販売業者

株式会社 ピーディーアール

愛知県名古屋市天白区原4-106